

(4) Q-SACCS を用いた実践例



動画あり

a. 人口10万人規模のA市

人口が10万人規模のA市を例にとって、実際にQ-SACCSを用いて行った地域の支援体制の点検についてご紹介します。

なお、ここで紹介する内容については、実際に行った例に一部修正を加えています。

人口10万人規模のA市

A市は人口約130,000人で、年間出生数は約1,450人です。

教育・保育・福祉等の状況については、表に示した通りです。

A市の支援体制

全年齢人口:約130,000人 (出生数:約1,450人) 世帯数:約58,000世帯

〈教育〉 高等学校(5校)、中学校(11校)、小学校(20校)、幼稚園(18園)
特別支援学校(高等部2校)

〈保育等〉 保育園(公立2ヶ所、認可保育所38ヶ所、認可外保育園19ヶ所、
認定こども園11ヶ所(うち1ヶ所公立こども園)
地域型保育事業(小規模保育事業所18ヶ所、事業所内保育事業所5ヶ所)
学童クラブ(54ヶ所)、児童館・児童センター(6ヶ所)

〈福祉〉 市立児童発達支援センター(1か所)
児童発達支援事業所(30ヶ所)、放課後等デイサービス(46ヶ所)
保育所等訪問支援事業所(2ヶ所)
就労継続支援A型(15事業所)、B型(40事業所)、就労移行支援(5ヶ所)

A市では、関係課が2カ月に1度集まって「A市発達を支援する関係課連絡会」を開催し、市内の発達支援に関する課題について情報共有および課題解決に向けた検討を行ってまいりました。しかし、人事異動で参加者が代わる中で、目の前の課題解決に追われ、系統立った支援計画立案には至っていませんでした。

あるとき、この連絡会に外部専門機関として招いた県の発達障害者支援センター職員よりQ-SACCSの紹介を受け、市内の強み・課題を確認することを目的に、連絡会でQ-SACCSを作成することになりました。

その翌年には、県の発達障害者支援センターが主催したQ-SACCS研修会で実践報告を行い、他の自治体から評価してもらうことで、さらなるブラッシュアップを行いました。

Q-SACCS作成の経緯

- 「A市発達を支援する関係課連絡会」にて、市内の発達課題について検討してきたが、人事異動で参加者が代わる中で、目の前の課題解決に追われ、系統立った支援計画立案には至っていなかった。
 - 同連絡会に外部専門機関として招いた県発達障害者支援センターより、「Q-SACCS」の紹介を受け、市内の強み・課題を確認することを目的に、連絡会でQ-SACCSを作成。
 - 県発達障害者支援センターが主催したQ-SACCS研修会で実践報告を行い、他の自治体から評価してもらうことで、さらなるブラッシュアップを行った。
- ※「A市発達を支援する関係課連絡会」とは、市内の発達支援に関する課題について、情報共有及び課題解決に向けた検討を行うことを目的に、関係課が隔月で集まる庁内会議。

連絡会で作成したQ-SACCSを示します。

■Q-SACCS①(青:事業化できている、赤:明確化が課題、緑:機能強化が課題)	<A市> <人口> 130,000人 <年間出生児> 1,500人	0~3歳	継続的 インターフェイス (母会連携) SWIH	4~6歳	継続的 インターフェイス (母会連携) SWIH	7~15歳
レベル1 個別 日常生活 支援	○乳幼児健診 △保健師 △こども園	○保健師 △保健師 △こども園	○保健師 △保健師 △こども園	○保健師 △保健師 △こども園	○保健師 △保健師 △こども園	○小学校 ○中学校
継続的 インター フェイス (情報共有、 紹介等) SWIH	○保健師 △発達フォロー指導 △子育て相談連携相談 △サポートノート (ツール)	●保健師 ●発達相談(心理士) ●保健士 △要保護児童対策 地域協議会	○保健師 △発達相談(心理士) △発達相談 △教育支援センター △保健士 △サポートノート (ツール)	●青、緑、赤、小連絡協議会 ●教育支援委員会 ○保健師 ○発達相談(心理士) ○教育支援センター △教育支援センター △要保護児童対策地域協議会	○教育支援センター □学校訪問相談員	
レベル2 定期的 専門療育的 支援	○発達障害支援センター △発達障害支援 △保育所等訪問支援	○保健師 ○心理士 ●精神科支援センター △児童相談員 □相談支援専門員 □委託相談員	○発達障害支援センター △発達支援保育 △発達障害支援 △保育所等訪問支援	○発達障害支援センター ●精神科支援センター △発達支援保育 △発達障害支援 △保育所等訪問支援	○発達障害支援センター ○発達障害支援 ○教育支援センター □教育所等訪問支援	
継続的 インター フェイス (情報共有、 紹介等) SWIH	○保健師 ○心療士・ST ●精神科支援センター △要保護児童対策 地域協議会 □委託相談	○保健師 ○心療士 ●精神科支援センター △要保護児童対策 地域協議会 □委託相談	○保健師 ○心療士 ●精神科支援センター △要保護児童対策 地域協議会 □委託相談	○保健師 ○心療士 ●精神科支援センター △要保護児童対策 地域協議会 □委託相談	○教育支援センター ○精神科支援センター △要保護児童対策地域協議会 □委託相談	
レベル3 継続的支援	●●病院 <内>・外>	-継続-	●●病院 <内>・外>	-継続-	●●病院 <内>・外>	

*事業の全てを自治体職員で実施Q、一部の機能を外部に委託A、全てを外部に委託口、を記入下さい。

0歳～3歳では、レベルI(日常生活水準)において、保育園やこども園が保育だけでなく、発達が気になる子どもの発見機能も担っていると考えられました。

ここで気になった子どもについて、つなぎとして保健師や市で実施する子育て相談等を活用し、レベルIIの療育的な支援へつないでいきます。

レベルIIについては、A市では市直営の児童発達支援センターを運営しており、療育支援など子どもや保護者の状態に応じた支援を提供しています。一方で、児童発達支援事業所の機能強化は課題が残っていると考えられました。

診断や専門的な治療が必要になったケースについては、医療機関につながるためのインターフェイスとして、基幹相談支援センターや委託相談など福祉の支援が活用されていました。また、この時期は、保健師が果たすインターフェイスの役割が、大変重要になっていると分析されました。

■Q-SACCS①(青:事業化できている、赤:明確化が課題、緑:機能強化が課題)

＜A市＞ 人口上 130,000人 ＜年齢出生率 1450人＞	0～3歳	継続的 インターフェイス (保育士等) SWH	4～6歳	継続的 インターフェイス (保育士等) SWH	7～15歳
レベルI 発達 日常生活 水準	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診 保育園 こども園 	<ul style="list-style-type: none"> 保健師 巡回相談(心理士) 保健士 子育て相談 地域協議会 	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診 幼稚園 保育園 こども園 		<ul style="list-style-type: none"> 小学校 中学校
継続的 インター フェイス (情報共有、 紹介等) SWH	<ul style="list-style-type: none"> 保健師 児童フォロー-事業 子育て相談(保健師) サポートノート (ツール) 		<ul style="list-style-type: none"> 保健師 巡回相談(心理士) 幼稚園 基幹相談支援センター 保健士 サポートノート (ツール) 	<ul style="list-style-type: none"> 保、幼、こ、小連綿協議会 子育て委員会 保健師 巡回相談(心理士) 基幹相談支援センター 保健士 サポートノート (ツール) 	<ul style="list-style-type: none"> 教育支援センター 学校訪問相談員
レベルII 定期的 専門的 支援	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センター 児童発達支援 保育所等訪問支援 	<ul style="list-style-type: none"> 保健師 巡回相談支援センター 巡回相談員 相談支援専門員 委託相談員 	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センター 巡回相談支援センター 巡回相談員 相談支援専門員 委託相談員 	<ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センター 巡回相談支援センター 巡回相談員 相談支援専門員 委託相談員 	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センター 巡回相談支援センター 巡回相談員 相談支援専門員 委託相談員
継続的 インター フェイス (情報共有、 紹介等) SWH	<ul style="list-style-type: none"> 保健師 心理士、含 巡回相談支援センター 巡回相談員 子育て相談 地域協議会 委託相談 		<ul style="list-style-type: none"> 保健師 巡回相談支援センター 巡回相談員 子育て相談 地域協議会 委託相談 	<ul style="list-style-type: none"> 保、幼、こ、小連綿協議会 子育て委員会 保健師 巡回相談(心理士) 基幹相談支援センター 保健士 サポートノート (ツール) 	<ul style="list-style-type: none"> 教育支援センター 学校訪問相談員
レベルIII 継続的 支援	<ul style="list-style-type: none"> 病院 ＜内、外＞ 	-継続-	<ul style="list-style-type: none"> 病院 ＜内、外＞ 	-継続-	<ul style="list-style-type: none"> 病院 ＜内、外＞

*事業の全てを自治体職員で実施○、一部の機能を外部に委託△、全てを外部に委託□、を記入下さい。

次に、ほとんどの子どもが幼稚園・保育園・こども園に通うようになる4歳～6歳への継続的インターフェイスについて述べます。

レベルIで保育園等に所属していた子どもについては、保育士が引き継ぎの中心となります。また、心理士による巡回相談等で発達が気になるとして把握されている子どももあり、その場合は、心理士や保健師によって引き継がれます。ただ、誰がいつ引き継ぐのか、明確化が課題であると考えられました。

A市では、3歳まで子どもが属していた園の保育士と就園予定先の幼稚園教諭が、互いの施設を行き来し、子どもの様子を観察する機会を積極的に設けており、公立・民営の垣根を超えたスムーズな情報共有ができる仕組みが整っています。

また、児童虐待等が疑われるようなケースについては、要保護児童対策地域協議会で丁寧な経過観察を行っています。

レベルIIの療育的な支援が実施されている子どもについては、保健師や心理士、相談支援専門員などによる引き継ぎが主になります。

■Q-SACCS②(青:事業化できている、赤:明確化が課題、緑:機能強化が課題)

＜A市＞ 人口上 130,000人 ＜年齢出生率 1450人＞	0～3歳	継続的 インターフェイス (保育士等) SWH	4～6歳	継続的 インターフェイス (保育士等) SWH	7～15歳
レベルI 発達 日常生活 水準	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診 保育園 こども園 	<ul style="list-style-type: none"> 保健師 巡回相談(心理士) 保健士 子育て相談 地域協議会 	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診 幼稚園 保育園 こども園 		<ul style="list-style-type: none"> 小学校 中学校
継続的 インター フェイス (情報共有、 紹介等) SWH	<ul style="list-style-type: none"> 保健師 児童フォロー-事業 子育て相談(保健師) サポートノート (ツール) 		<ul style="list-style-type: none"> 保健師 巡回相談(心理士) 幼稚園 基幹相談支援センター 保健士 サポートノート (ツール) 	<ul style="list-style-type: none"> 保、幼、こ、小連綿協議会 子育て委員会 保健師 巡回相談(心理士) 基幹相談支援センター 保健士 サポートノート (ツール) 	<ul style="list-style-type: none"> 教育支援センター 学校訪問相談員
レベルII 定期的 専門的 支援	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センター 児童発達支援 保育所等訪問支援 	<ul style="list-style-type: none"> 保健師 巡回相談支援センター 巡回相談員 相談支援専門員 委託相談員 	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センター 巡回相談支援センター 巡回相談員 相談支援専門員 委託相談員 	<ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センター 巡回相談支援センター 巡回相談員 相談支援専門員 委託相談員 	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センター 巡回相談支援センター 巡回相談員 相談支援専門員 委託相談員
継続的 インター フェイス (情報共有、 紹介等) SWH	<ul style="list-style-type: none"> 保健師 心理士、含 巡回相談支援センター 巡回相談員 子育て相談 地域協議会 委託相談 		<ul style="list-style-type: none"> 保健師 巡回相談支援センター 巡回相談員 子育て相談 地域協議会 委託相談 	<ul style="list-style-type: none"> 保、幼、こ、小連綿協議会 子育て委員会 保健師 巡回相談(心理士) 基幹相談支援センター 保健士 サポートノート (ツール) 	<ul style="list-style-type: none"> 教育支援センター 学校訪問相談員
レベルIII 継続的 支援	<ul style="list-style-type: none"> 病院 ＜内、外＞ 	-継続-	<ul style="list-style-type: none"> 病院 ＜内、外＞ 	-継続-	<ul style="list-style-type: none"> 病院 ＜内、外＞

*事業の全てを自治体職員で実施○、一部の機能を外部に委託△、全てを外部に委託□、を記入下さい。

7歳～15歳については、以下の通りです。

レベルIは通常の小学校および中学校の通常の学級です。レベルIIには特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室などの特別支援教育の場が入りますが、それ以外に児童発達支援センター、適応指導教室、教育支援センター、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などのサービスが利用されています。

特別支援教育の利用に関する相談や不登校の相談については、教育支援センターが担っています。

■Q-SACCS①(青:事業化できている、赤:明確化が課題、緑:機能強化が課題)

＜A市＞ 人口上 130,000人 ＜年齢出生 155人＞	0～3歳	継続的 インターフェイス (発達障) SWIH	4～6歳	継続的 インターフェイス (発達障) SWIH	7～15歳
レベルI (毎日) 日常生活 水準	○乳幼児健診 △療育園 △こころ病	○保健師 ○児童相談士 △要保護児童対策 地域協議会	○乳幼児健診 △健診 △療育園 △こころ病	○乳幼児健診 △健診 △療育園 △こころ病	○小学校 ○中学校
継続的 インター フェイス (情報共有、 紹介等) SWIH	○保健師 ○発達フォロー-事業 ○子育て相談支援 ○サポートノート (ツール)	○保健師 ○児童相談士 △要保護児童対策 地域協議会	○保健師 ○児童相談士 △要保護児童対策 地域協議会	○保健師 ○児童相談士 △要保護児童対策 地域協議会	○教育支援センター ○学校訪問相談員
レベルII (定期的) 専門療育的 支援	○児童発達支援センター ○発達障害 専門療育的支援	○保健師 ○児童相談士 △要保護児童対策 地域協議会 ○委託相談員	○児童発達支援センター ○発達障害 専門療育的支援	○児童発達支援センター ○発達障害 専門療育的支援	○児童発達支援センター ○適応指導教室 ○放課後等デイサービス ○保育所等訪問支援
継続的 インター フェイス (情報共有、 紹介等) SWIH	○保健師 ○心時士・ST ○基幹相談支援センター ○相談支援専門員 ○委託相談	○保健師 ○心時士・ST ○基幹相談支援センター ○相談支援専門員 ○委託相談	○保健師 ○心時士・ST ○基幹相談支援センター ○相談支援専門員 ○委託相談	○保健師 ○心時士・ST ○基幹相談支援センター ○相談支援専門員 ○委託相談	○教育支援センター ○発達障害支援センター △要保護児童対策地域協議会 ○委託相談
レベルIII 医師的支援	●●病院 <内・外>	・継続・	●●病院 <内・外>	・継続・	●●病院 <内・外>

*事業の全てを自治体職員で実施○、一部の機能を外部に委託△、全てを外部に委託口、を記入下さい。

A市では、15歳以降についてもQ-SACCSで情報を整理してみました。

■Q-SACCS②(青:事業化できている、赤:明確化が課題、緑:機能強化が課題)

＜A市＞ 人口上 130,000人 ＜年齢出生 155人＞	7～15歳	継続的 インターフェイス (発達障) SWIH	15～18歳	継続的 インターフェイス (発達障) SWIH	19～35歳
レベルI (毎日) 日常生活 水準	○小学校 ○中学校	○小学校 ○中学校	○高校	○職業訓練 ○ハローワーク	
継続的 インター フェイス (情報共有、 紹介等) SWIH	○教育支援センター ○学校訪問相談員	○つなぎ支援 コーディネーター ○教育支援センター ○教育支援センター △要保護児童対策地域協議会	○教育支援センター ○高校教員	○つなぎ支援 コーディネーター ○教育支援センター ○高校教員	○つなぎ支援 コーディネーター
レベルII (定期的) 専門療育的 支援	○児童発達支援センター ○発達障害 専門療育的支援	○基幹相談支援センター ○心時士 △家庭相談員 ○委託相談 ○相談支援専門員	○児童発達支援センター ○発達障害 専門療育的支援	○基幹相談支援センター ○心時士 △家庭相談員 △適応指導教室 △要保護児童対策地域協議会 ○委託相談 ○相談支援専門員 ○保育所等訪問支援	○就労支援(A、B、移行) ○障害者就業・生活支援 センター ○ハローワーク(専門援助)
継続的 インター フェイス (情報共有、 紹介等) SWIH	○教育支援センター ○基幹相談支援センター △要保護児童対策地域協議会 ○委託相談	○基幹相談支援センター ○心時士 △家庭相談員 ○委託相談 ○相談支援専門員	○基幹相談支援センター △要保護児童対策地域協議会 ○委託相談	○基幹相談支援センター △要保護児童対策地域協議会 ○委託相談 ○訪問相談	○基幹相談支援センター ○委託相談 ○訪問相談
レベルIII 医師的支援	●●病院 <内・外>	・継続・	●●病院 <内・外>	・継続・	●●病院 <内・外>

*事業の全てを自治体職員で実施○、一部の機能を外部に委託△、全てを外部に委託口、を記入下さい。

A市では、市単独事業として、「つなぎ支援コーディネーター事業」を実施しています。この事業では、就学中または就労している人に対し、相談ニーズを整理した上で、必要に応じて福祉サービスを案内しています。軽度の知的障害があることを見逃されて、長期間にわたって障害児者の支援につながってこなかったケースなどが、この事業によって福祉サービスへとつなげられています。

■Q-SACCS②(青:事業化できている、赤:明確化が課題、緑:機能強化が課題)

＜A市＞ ＜人口＞ 130,000人 ＜年齢＞ 15歳以上	7～15歳	継続的 インターフェイス (有償/無償) SWiH	15～18歳	継続的 インターフェイス (有償/無償) SWiH	19～35歳
レベルI (毎日) 日常生活 水準	○小学校 ○中学校		□高校		□職業訓練 □ハローワーク
継続的 インター フェイス (有償/無償、 組合等) SWiH	○つなぎ支援 コーディネーター ○教育支援センター ○教育委員会からの引き継ぎ △要保護児童対策地域協議会		○つなぎ支援 コーディネーター ○教育支援センター ○高校教員	○つなぎ支援 コーディネーター ○教育支援センター ○高校教員	○つなぎ支援 コーディネーター
レベルII (定期的) 専門療育的 支援	○児童発達支援センター ○障害児相談支援センター ○心理士 ○家庭相談員 ○委託相談 ○相談支援専門員	○継続相談支援センター ○心理士 ○家庭相談員 ○委託相談 ○相談支援専門員	○児童発達支援センター ○障害児相談支援センター ○心理士 ○家庭相談員 ○委託相談 ○相談支援専門員	○児童発達支援センター ○障害児相談支援センター ○心理士 ○家庭相談員 ○委託相談 ○相談支援専門員	○就労支援(A、B、移行) ○障害者就業・生活支援 センター □ハローワーク(専門援助)
継続的 インター フェイス (有償/無償、 組合等) SWiH	○教育支援センター ○つなぎ支援 コーディネーター △要保護児童対策地域協議会 □委託相談		○継続相談支援センター △要保護児童対策地域協議会 □委託相談	○継続相談支援センター △要保護児童対策地域協議会 □委託相談	○継続相談支援センター □委託相談 □訪問看護
レベルIII 医師的支援	●病院 <内・外>	・継続・	●病院 <内・外>	・継続・	●病院 <内・外>

*事業の全てを自治体職員で実施○、一部の機能を外部に委託△、全てを外部に委託□を記入下さい。

中学卒業後の15歳～18歳においては、レベルIからレベルIIへの引き継ぎが課題となります。高校は県立の管轄であるため、市立の教育支援センターの関与が難しくなるからです。引き継ぎについては各高校に頼る部分が大きく、誰がいつ引き継ぐのかの明確化が課題です。また、学校に属していない人の状況の把握や、この年代を対象とした放課後等デイサービスの確保についても同様に課題となっています。

■Q-SACCS②(青:事業化できている、赤:明確化が課題、緑:機能強化が課題)

＜A市＞ ＜人口＞ 130,000人 ＜年齢＞ 15歳以上	7～15歳	継続的 インターフェイス (有償/無償) SWiH	15～18歳	継続的 インターフェイス (有償/無償) SWiH	19～35歳
レベルI (毎日) 日常生活 水準	○小学校 ○中学校		□高校		□職業訓練 □ハローワーク
継続的 インター フェイス (有償/無償、 組合等) SWiH	○つなぎ支援 コーディネーター ○教育支援センター ○教育委員会からの引き継ぎ △要保護児童対策地域協議会		○つなぎ支援 コーディネーター ○教育支援センター ○高校教員	○つなぎ支援 コーディネーター ○教育支援センター ○高校教員	○つなぎ支援 コーディネーター
レベルII (定期的) 専門療育的 支援	○児童発達支援センター ○障害児相談支援センター ○心理士 ○家庭相談員 ○委託相談 ○相談支援専門員	○継続相談支援センター ○心理士 ○家庭相談員 ○委託相談 ○相談支援専門員	○児童発達支援センター ○障害児相談支援センター ○心理士 ○家庭相談員 ○委託相談 ○相談支援専門員	○児童発達支援センター ○障害児相談支援センター ○心理士 ○家庭相談員 ○委託相談 ○相談支援専門員	○就労支援(A、B、移行) ○障害者就業・生活支援 センター □ハローワーク(専門援助)
継続的 インター フェイス (有償/無償、 組合等) SWiH	○教育支援センター ○つなぎ支援 コーディネーター △要保護児童対策地域協議会 □委託相談		○継続相談支援センター △要保護児童対策地域協議会 □委託相談	○継続相談支援センター △要保護児童対策地域協議会 □委託相談	○継続相談支援センター □委託相談 □訪問看護
レベルIII 医師的支援	●病院 <内・外>	・継続・	●病院 <内・外>	・継続・	●病院 <内・外>

*事業の全てを自治体職員で実施○、一部の機能を外部に委託△、全てを外部に委託□を記入下さい。

成人期の支援へのインターフェイスについても、学校に頼るところが大きいのが現状です。普通高校の教員がどこまでその役割を担うのかの明確化が課題となります。

特別支援学校に所属していた人については、原則として障害者就業・生活支援センターへ登録することになっており、継続した支援が実施できています。

■Q-SACCS②(青:事業化できている、赤:明確化が課題、緑:機能強化が課題)

支援対象	7～15歳	15～18歳	19～35歳
レベルⅠ (毎日)日常生活	○小学校 ○中学校	□高校	□職業訓練 □ハローワーク
特設的 インター フェイス (情報共有、 紹介等) SWIH	○つなぎ支援 コーディネーター ○教育支援センター ○教育委員会からの引き続き △要保護児童対策地域協議会	■教育支援 センター ■高校教員	■つなぎ支援 コーディネーター ■教育支援センター ■高校教員
レベルⅡ (定期的) 専門的 支援	○児童発達支援センター ○障害支援センター ○認知症対応型 ○放課後等児童デイサービス ○障害者差別解消法 ○障害者差別相談窓口	○精神相談支援センター ○心療士 △家庭相談員 □委託相談 □相談支援専門員 □相談支援専門員 ○障害者差別相談窓口	○児童発達支援センター ○心療士 △家庭相談員 □委託相談 ○精神相談支援センター ○児童支援センター ○障害者就業・生活支援センター
特設的 インター フェイス (情報共有、 紹介等) SWIH	■教育支援センター ■精神相談支援センター △要保護児童対策地域協議会 □委託相談	■精神相談支援センター ■児童支援センター ■放課後等児童デイサービス ■障害者差別相談窓口	■精神相談支援センター ■児童支援センター ■放課後等児童デイサービス ■障害者就業・生活支援センター
レベルⅢ 医師的 支援	●病院 <内・外>	・継続	●病院 <内・外>

*事業の全てを自治体職員で実施○、一部の機能を外部に委託△、全てを外部に委託□、を記入下さい。

19歳以降では、レベルⅠの支援としての一般の職業訓練やハローワークでは対応しきれない場合に障害者を対象とした就労支援の利用へのつながりが必要です。

A市では、先に述べたつなぎ支援コーディネーターが配置されており、就学中、就労後を問わず相談ニーズを確認し、必要に応じて福祉サービスにつなぎ仕組みができています。

レベルⅡの支援では、就労支援機関の支援の質の均てん化が大きな課題となっており、機能強化が求められています。

■Q-SACCS②(青:事業化できている、赤:明確化が課題、緑:機能強化が課題)

支援対象	7～15歳	15～18歳	19～35歳
レベルⅠ (毎日)日常生活	○小学校 ○中学校	□高校	□職業訓練 □ハローワーク
特設的 インター フェイス (情報共有、 紹介等) SWIH	○つなぎ支援 コーディネーター ○教育支援センター ○教育委員会からの引き続き △要保護児童対策地域協議会	■教育支援 センター ■高校教員	■つなぎ支援 コーディネーター ■教育支援センター ■高校教員
レベルⅡ (定期的) 専門的 支援	○児童発達支援センター ○障害支援センター ○認知症対応型 ○放課後等児童デイサービス ○障害者差別解消法 ○障害者差別相談窓口	○精神相談支援センター ○心療士 △家庭相談員 □委託相談 □相談支援専門員 □相談支援専門員 ○障害者差別相談窓口	○児童発達支援センター ○心療士 △家庭相談員 □委託相談 ○精神相談支援センター ○児童支援センター ○障害者就業・生活支援センター
特設的 インター フェイス (情報共有、 紹介等) SWIH	■教育支援センター ■精神相談支援センター △要保護児童対策地域協議会 □委託相談	■精神相談支援センター ■児童支援センター ■放課後等児童デイサービス ■障害者差別相談窓口	■精神相談支援センター ■児童支援センター ■放課後等児童デイサービス ■障害者就業・生活支援センター
レベルⅢ 医師的 支援	●病院 <内・外>	・継続	●病院 <内・外>

*事業の全てを自治体職員で実施○、一部の機能を外部に委託△、全てを外部に委託□、を記入下さい。

Q-SACCSを作成することで、A市には豊富な社会資源があることが確認されました。

特に、市直営のセンターが存在することで、専門職を確保しつつ、継続的な支援を実施していくことが可能となっていることが確認されました。

また、市単独事業で配置されているつなぎ支援コーディネーターは、教育から就労という移行の難しい時期を支える、非常に心強い役割を果たしていることがわかりました。ただし、この事業について知らない他課の職員も多いこともQ-SACCSを用いた会議で明らかとなりました。このように、所属する自治体の制度や事業について確認できることも、Q-SACCSによる点検の利点であると言えます。

他にも、民間の福祉サービス提供事業所の数が多いことも、A市の強みであると考えられました。

A市の強み = 社会資源が豊富

1. 市直営のセンターが充実
 - ・児童発達支援センター：気付きの支援から療育、地域支援までを担う。
 - ・教育支援センター：就学相談、不登校を含む教育相談を実施。
 - ・基幹相談支援センター：障害福祉に係る相談に対応する。
2. つなぎ支援コーディネーター事業（市単独事業）
 - ・就学中または就労後も含め、相談ニーズを確認し、必要に応じ福祉サービスつなぐ。
3. 福祉サービス提供事業所が多い

一方、A市の課題として、以下の点が挙げられました。

まず、関与する機関や支援者が多く、それぞれの役割が不明確であることが挙げられます。対策としては、Q-SACCSを経年で作成することで、各事業やその役割の理解を深めていくことに加え、「A市こどもの発達に関する指針(仮)」の策定を検討し、参加者が代わっても引き継がれる支援体制構築を目指すことが考えられました。

事業所の支援の質の均てん化の課題については、研修や情報交換の機会を、市直営センターで企画できないか、検討しています。

また、市内共通の情報引き継ぎツールとして、サポートノートがすでにありますが、十分には普及していないことが指摘されました。今後さらに周知徹底していくことが重要ですが、個別支援計画などの行政手続き上の書類と書式が異なることも課題と思われたため、書式のすり合わせを検討する必要があると思われました。

A市の課題 = 明確化と機能強化が課題

1. 関与する機関・支援者が多く、それぞれの役割が不明確
対策：Q-SACCSの経年作成及び、「A市こどもの発達に関する指針(仮)」の策定を検討。
2. 事業所の支援の質の均てん化が課題
対策：市直営センターが中心となった連絡会及び、研修会の定期開催を検討。
3. 市内共通の情報引き継ぎツールの普及が不十分
対策：既存のサポートノートの周知徹底や、個別支援計画書等との書式のすり合わせを検討。

Q-SACCSを用いて地域の支援体制を点検したことによって、市内の強みと課題が視覚的に整理できました。また、市内の強みを確認でき、職員のエンパワメントにつながりました。自治体規模が大きくなると、他課の事業だけでなく、自分の課の事業でさえ係が違うと把握できていないことに気が付いたという感想もありました。経年で実施していくことで、支援体制整備の状況が俯瞰しやすくなるだけでなく、人事異動もある中で引き継ぎ資料としても有用と思われました。

地域の支援体制を点検したことの感想

- 市内の強みと課題が視覚的に整理できた。
- 市内の強みを確認でき、職員のエンパワメントにつながった。
- 自治体規模が大きくなると、他課の事業だけでなく、同課の事業でさえ、係が違うと把握できていないことに気が付いた。
- 経年で実施していくことで、支援体制整備の状況が俯瞰しやすい。また、人事異動もある中で、引き継ぎ資料としても有用。